

随意契約（相手方指定）調書

件名	タイムレコーダー新規設置委託	5200406
工（納）期	令和5年7月31日	
契約締結日	令和5年5月22日	
契約金額	5,946,600円（消費税込み）	

契約相手方	アマノ株式会社 錦糸町支店 (法人番号：3020001019365)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	タイムレコーダー新規設置委託
指定業者 (案)	名称 アマノ株式会社 錦糸町支店 所在地 東京都墨田区亀沢四丁目19番11号 スコットビル2階 代表者 支店長 平賀 猛史
指定理由	<p>本件は、区施設に設置している職員の出退勤打刻用タイムレコーダー20台について、磁器型からICカード型への切替及び出退勤履歴通信ソフトの更新を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当設備の開発メーカーである。また、職員の出退勤管理は当設備での打刻情報を「庶務事務システム」に取り込むことで行っているが、現在区で導入している「庶務事務システム」は、上記業者の出退勤システムとの連携を組み込んで構築されたパッケージシステムである。 そのため、他メーカーのものを採用するにはシステム改修が必要となる等、非効率であることから、引き続き上記業者の出退勤システム及び設備を用いるのが妥当である。 上記業者は、当設備の保守業務についてもこれまで受託しており、設置状況を的確に把握しているため確実な履行が期待できることに加え、不具合発生時の責任所在の明確化を図ることができる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)